

「協会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則」第30条第1項  
に規定する「本協会が別に定める」の内容について

令和7年11月5日制定

「協会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則」（以下「処分手続規則」という。）第30条第1項に基づき、外務員等（処分手続規則第2条第1号、第2号、第4号、第5号及び第6号に規定する者をいう。以下同じ。）の処分に関する通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うときに必要な事項を、以下のとおり定める。

### I. 電子情報処理組織による通知等の対象

電子情報処理組織による通知等の対象は、以下に掲げる通知等とする。

1. 本協会（聴聞・弁明の主宰者を含む。以下同じ。）から協会員、金融商品仲介業者又は外務員等宛てに行う通知等

No	通知等の名称	根拠法令等
【聴聞に関する通知等】		
1	聴聞通知書	行政手続法第15条第1項 処分手続規則第3条第1項、第4条第1項
2	聴聞期日変更通知書	内閣府聴聞手続規則第3条第3項
3	補佐人の出頭許可通知書	内閣府聴聞手続規則第7条第2項
4	参加人許可通知書	内閣府聴聞手続規則第4条第2項
5	文書等閲覧・謄写許可通知書	内閣府聴聞手続規則第5条第2項、同条第3項
6	聴聞調書等の閲覧許可書	内閣府聴聞手続規則第12条第2項
7	聴聞期日続行通知書	行政手続法第22条第2項
8	その他聴聞に関する通知等	—
【弁明に関する通知等】		
9	弁明通知書	処分手続規則第9条第1項、第22条
10	弁明の期日開催決定書	処分手続規則第11条第1項、第22条
11	弁明の期日続行通知書	処分手続規則第17条第2項、第22条
12	その他弁明に関する通知等	—
【処分に関する通知等】		
13	処分通知書（不服申立てをすべき行政等の教示を含む。）	行政手続法第14条 行政不服審査法第82条 金融商品取引法第64条の5第3項 処分手続規則第5条第1項、第6条第1項
14	不都合行為者決定通知書/決定しない通知書	処分手続規則第24条第1項、同条第3項

15	外務員の職務禁止措置決定通知書/ 決定しない通知書	処分手続規則第 25 条第 1 項、第 26 条第 1 項
16	営業責任者配置禁止措置決定通知書/ 決定しない通知書	処分手続規則第 27 条第 1 項
17	内部管理責任者配置禁止措置決定通知書/ 決定しない通知書	処分手続規則第 28 条第 1 項

## 2. 協会員、金融商品仲介業者又は外務員等から本協会に提出する書類

No	提出書類の名称	根拠法令等
<b>【聴聞に関する書類】</b>		
1	陳述書	行政手続法第 21 条 内閣府聴聞手続規則第 10 条
2	非公開の要望書	金融商品取引法第 186 条の 2
3	聴聞期日変更申出書	内閣府聴聞手続規則第 3 条第 1 項
4	代理人申請書	行政手続法第 16 条第 3 項
5	代理人廃止届書	行政手続法第 16 条第 4 項
6	補佐人の出頭許可申請書	内閣府聴聞手続規則第 7 条第 1 項
7	参加人許可申請書	内閣府聴聞手続規則第 4 条第 1 項
8	文書等閲覧・謄写申請書	行政手続法第 18 条 内閣府聴聞手続規則第 5 条第 1 項
9	聴聞調書等の閲覧申請書	行政手続法第 24 条第 4 項 内閣府聴聞手続規則第 12 条第 1 項
10	その他聴聞に関する書類	—
<b>【弁明に関する書類】</b>		
11	弁明書	処分手続規則第 10 条第 1 項、第 22 条
12	弁明の期日開催申出書	処分手續規則第 10 条第 3 項、第 22 条
13	代理人申請書	処分手續規則第 12 条第 1 項、同条第 3 項、第 22 条
14	代理人廃止届出書	処分手續規則第 12 条第 4 項、第 22 条
15	文書等閲覧申請書	処分手續規則第 14 条第 1 項、第 22 条
16	その他弁明に関する書類	—

## II. 電子情報処理組織による通知等の方法

### 1. 処分対象者である協会員との間で授受する通知等

#### (1) 本協会から協会員宛てに送付する通知等

- ① 本協会は、当該通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、情報セキュリティが十

分確保されたオンラインストレージ<sup>1</sup>（以下「オンラインストレージ」という。）を利用して、協会員に対して当該ファイルを送信する。ただし、当該オンラインストレージが利用できない協会員については、本協会が協会WANの双方向機能の「提出文書管理」に当該ファイルを登録する。

- ② 協会員は、通知等を協会員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録し、当該記録を行った旨を本協会に連絡する。
- ③ 本協会からの通知等は、協会員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該協会員に到達したものとみなす。

## （2）協会員から本協会に提出する書類

- ① 協会員は、提出書類に記載すべきこととされている事項を記録したファイルを協会WANの双方向機能の「提出文書管理」に登録する。
- ② 本協会は、提出書類を本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録し、協会WANの双方向機能で「受理」を行う。
- ③ 協会員からの提出書類は、本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に本協会に到達したものとみなす。

## 2. 処分対象者である金融商品仲介業者との間で授受する通知等

### （1）本協会から金融商品仲介業者宛てに行う通知等

- ① 本協会は、当該通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、オンラインストレージを利用して、金融商品仲介業者及び所属協会員に対して当該ファイルを送信する。ただし、当該オンラインストレージが利用できない金融商品仲介業者については、当該金融商品仲介業者が所属協会員に通知等の受領を委任する旨を記載した委任状を所属協会員を通じて本協会に提出し、委任を受けた所属協会員が、本協会からオンラインストレージを利用して送信され、又は協会WANの双方向機能の「提出文書管理」に登録された当該ファイルを代理受領して、金融商品仲介業者に送付する。
- ② 金融商品仲介業者及び所属協会員は、通知等を金融商品仲介業者及び所属協会員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録し、当該記録を行った旨を本協会に連絡する。
- ③ 本協会からの通知等は、金融商品仲介業者又は所属協会員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該金融商品仲介業者又は所属協会員に到達したものとみなす。

---

<sup>1</sup> 例として、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（以下「ISMAP（Information system Security Management and Assessment Program：イスマップ）」という。）に認定され、ISMAP クラウドサービスリストに登録されているサービスが考えられる。<https://www.ismap.go.jp/>

(2) 金融商品仲介業者から本協会に提出する書類

① 金融商品仲介業者及びその所属協会員は、次の i ) から iv ) までのいずれかの方法により、本協会に提出書類を送付する。

i ) 金融商品仲介業者が、提出書類に記載すべきこととされている事項を当該金融商品仲介業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、オンラインストレージのうち本協会が認めるものを利用して、本協会に対して当該ファイルを送信する方法。この場合、所属協会員は、当該金融商品仲介業者から本協会宛に送信する提出書類の内容の報告を受けることとする。

ii ) 金融商品仲介業者が、提出書類に記載すべきこととされている事項を当該金融商品仲介業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（次のイからハまでに掲げる電子証明書をいう。以下同じ。）と併せて当該ファイルを本協会宛に電子メールで送信する方法。この場合、所属協会員は、当該金融商品仲介業者から本協会宛に送信する提出書類の内容の報告を受けることとする。

イ 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成したもの

ロ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第八条に規定する認定認証事業者が作成したもののうち本協会が認めるもの

ハ その他本協会が認めるもの

iii ) 金融商品仲介業者が社印等を押印した書面を電子ファイルにし、当該ファイルを所属協会員が協会WANの双方向機能の「提出文書管理」に登録する方法。この場合、金融商品仲介業者が所属協会員に本協会宛の書類の提出を委任する旨を記載した委任状を提出書類と併せて協会WANの双方向機能の「提出文書管理」に登録する。

iv ) 金融商品仲介業者が社印等を押印した書面を本協会宛に郵送する方法。この場合、所属協会員は、金融商品仲介業者が本協会宛に郵送した書面の内容を当該金融商品仲介業者から報告を受けることとする。

② 本協会は、提出書類を本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録する（上記 iv ）の方法による場合を除く。）。

③ 金融商品仲介業者からの提出書類は、本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に本協会に到達したものとみなす（上記 iv ）の方法による場合を除く。）。

### 3. 外務員等との間で授受する通知等

(1) 本協会から外務員等に送付する通知等

① 本協会が外務員等に送付する通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが適當と認める場合、本協会は、当該通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、

オンラインストレージを利用して、外務員等に対して当該ファイルを送信する。ただし、これに該当しない外務員等については、本協会は書面により通知等を郵送する。

- ② 外務員等は、通知等を外務員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録し、当該記録を行った旨を本協会に連絡する（上記①但し書きの場合を除く。）。
- ③ 本協会からの通知等は、外務員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該外務員に到達したものとみなす（上記①但し書きの場合を除く。）。

## （2）外務員等から本協会に提出する書類

- ① 外務員等は、次の i) 又は ii) のいずれかの方法により、本協会に提出書類を送付する。
  - i) 外務員等が、提出書類に記載すべきこととされている事項を当該外務員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて当該ファイルを本協会宛に電子メールで送信する方法（本協会が、外務員等からの書類の提出を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが適當と認める場合に限る。）
  - ii) 外務員等が記名押印又は署名した書面を本協会宛に郵送する方法
- ② 本協会は、提出書類を本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録する（上記 ii) の方法による場合を除く。）。
- ③ 外務員等からの提出書類は、本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に本協会に到達したものとみなす（上記 ii) の方法による場合を除く。）。

## 付 則

本取扱いは、令和7年11月5日付け「協会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則」の一部改正の施行日（令和7年12月1日）から施行し、同日以降に行う通知等について適用する。